

読み書きが困難な児童生徒を対象に、代替手段としてタブレットPCを使ってみた（例：手書きの代替としてキーボード入力）ところ、学習意欲の向上が見られました。そこで、読み書きが困難な児童生徒を担当している他の先生方にもタブレットPCの活用を勧めたいと考えているのですが、どのように伝えればよいのでしょうか？

▶どんな意見が出されましたか？



校内研修等で自分の授業を公開して、多くの先生方にタブレットPC活用の効果を見てもらいます。



学年会議等で、支援がうまくいった事例として紹介するとよいと思います。



…うまく伝える自信がないから、一人で実践を積み重ねていくことになると思います。



▶ワンポイント解説



●発達障害を含む特別な支援を必要とする児童生徒が通常の学級に在籍すること等を踏まえ、指導方法を工夫したり、必要な支援・配慮を行ったりすることが重要です。

●読み書きが困難な児童生徒に代替手段としてタブレットPCを活用することによって、その子の成長が見られたことを校内で共有するのが難しい場合は、管理職や特別支援教育コーディネーター等に相談し、学校全体での特別支援教育の推進につなげていきましょう。

（参考） 中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）」 P.61、P.65

https://www.mext.go.jp/content/20210126-mxt_syoto02-000012321_2-4.pdf



●「代替手段としてのタブレットPC活用」を合理的配慮として提供することもあるかと思っています。合理的配慮は、「各学校の設置者及び学校」が決定・提供するものなので、校内で組織的に検討する必要があります。

（参考） 文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」 P.11～14

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm



●「インクルDB」というWebサイトでは、様々な障害のある幼児児童生徒への合理的配慮の実践事例がデータベース化されています。学校としての組織的な取組の参考になります。

（参考） 国立特別支援教育総合研究所「インクルDB」

http://inclusive.nise.go.jp/?page_id=13

